

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（1999 年法律第 78 号）では、日本国憲法で保障される個人の尊重と法の下での平等に基づき、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

同法制定後、男女共同参画社会の形成に向けた関連法制度の整備が進み、国と各自治体は、男女共同参画基本計画をはじめそれら関連法に基づく計画を策定し、施策を展開してきました。

本町でも、「男女共同参画基本計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画」（ともに 2014～2023 年度）を策定し、啓発を中心に取り組んできたものの、その取組と成果は十分とは言えないところです。

両計画が 2023（令和 5）年度で終期を迎えることから、この間の社会経済情勢の変化や法制度の整備、住民意識の変化を含む本町の現状を踏まえ、2024（令和 6）年度を本町の男女共同参画社会の形成に向けた本格的な取組の初年度として位置付け、総合的・計画的に推進するため、新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

本計画は、本町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を立てて、その主流化を図り、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的かつ総合的な計画（「男女共同参画基本計画」）として、政策の全体的な枠組み、方向性及び取組内容を示します。

さらに、男女共同参画社会の形成に直接的な影響を及ぼす施策の推進を図るため、市町村の策定が努力義務化されている「職場におけるジェンダー平等推進計画（女性活躍推進計画）」、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」及び「困難な問題を抱える女性支援計画」としても位置付けます。そのため、計画の名称を「男女共同参画推進総合計画」としました。

このように 4 計画を統合するとともに、奄美大島の 4 町村が協働して広域的に策定することにより、総合的で効率的・効果的な施策の推進を図ることにしており、このような行政計画の策定及びその推進の方法は、地方分権の推進上、要請されています。

【計画策定の根拠法】

ア 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画

市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）法第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画

市町村の区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

※地方公共団体の長は、同法第 19 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条第 1 項に基づき、事業主として、職員である女性の活躍の推進に関する取組及び次世代育成支援対策に関する「特定事業主行動計画」を策定する義務があり、本町でも策定しています。

ウ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画

市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画

エ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）第 8 条第 3 項に基づく市町村基本計画

市町村における困難を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

3 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法における 5 つの基本理念を踏まえ、それらに「教育の場における配慮」と「性と生殖に関する健康と権利の尊重」の 2 つを追加した次の 7 つの考え方が通底しています。

■男女の人権の尊重

性別にかかわらず誰もが個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取り扱いを受けないこと、個性と能力を発揮できる機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

■社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度や慣行などが、性別によって一人ひとりに中立・公平でない影響を及ぼすことのないように配慮されること。

■政策・方針の立案及び決定への共同参画

性別にかかわらず誰もが、政治、行政、経済、教育、地域コミュニティその他社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

■教育の場における配慮

社会のあらゆる分野における教育や学習の機会において、男女共同参画社会の形成に資する配慮がなされること。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する誰もが、お互いの協力と必要な社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家族生活における活動に家族の一員として役割と責任を果たし、それ以外の活動にも参加できるようにすること。

■性と生殖に関する健康と権利の尊重

性別にかかわらず誰もが、それぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関することについて個人の意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

■ 国際的協調

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際社会における取組と密接に関係していることから、国際的な協調の下に行われること。

4 目指す地域の姿

基本理念を踏まえた本計画の推進により、本町は以下の地域を目指します。

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され

- 誰もが夢や希望を持って、多様な生き方を選ぶことができる地域
- 誰もが個性と能力を発揮でき、責任を分かち合い、支え合える地域
- 誰もが安全・安心に暮らすことができる地域

5 重点目標

本計画を推進して目指す地域の姿を実現するため、特に重要な分野別の目標を7つ設定します。

重点目標 Ⅰ

ジェンダー平等意識の浸透

男女共同参画・ジェンダー平等の理解を深め、ジェンダーバイアスの解消を目指します。

重点目標 Ⅱ

様々な分野における男女共同参画の促進と 方針等決定過程への女性の参画拡大

誰もが地域の担い手として様々な分野に参画し、責任を分かち合う地域を目指します。

重点目標 Ⅲ

働きやすく、働きがいのある働きたい職場づくり

誰もが能力を発揮した自己実現や仕事と家庭の両立、生活の安定を実現できる職場づくりを目指します。

重点目標 Ⅳ

生涯を通じた健康づくり

身体的性差とジェンダーに配慮し、誰もが心身の健康を維持・増進できる地域を目指します。

重点目標 Ⅴ

ジェンダーに起因する暴力の根絶

DV や性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどジェンダーに起因する暴力を防止するとともに、被害者を支援し、誰もが安全・安心に暮らせる地域を目指します。

重点目標 Ⅵ

男女共同参画の視点を踏まえた生活上の困難な問題の解消

ジェンダーに起因する生活上の困難な問題の解消とそれを抱える住民の支援により、誰もが生活の安心と安定を実感できる地域を目指します。

重点目標 Ⅶ

協働・協創による持続可能な地域経営の推進

地域の多様な主体が、男女共同参画の視点を踏まえてコミュニティを含めた地域の経営に協働で取り組み、持続可能な地域の創造を目指します。

6 計画の体系

目指す地域の姿		一人ひとりの人権が尊重される地域		
		誰もが夢や希望を持って多様な生き方を選ぶことができる地域	誰もが個性と能力を発揮でき、責任を分かち合い、支え合える地域	誰もが安全・安心に暮らすことができる地域
重点目標	施策の方向	施 策		
Ⅰ ジェンダー平等意識の浸透	1 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進	(1)教育・保育関係者の男女共同参画に関する正しい理解の促進 (2)ジェンダー平等の視点を立てた学校・保育所・認定こども園・小規模保育事業所の運営と教育活動 (3)子ども達がジェンダー平等を学ぶ機会の提供		
	2 住民のジェンダー平等教育・学習の推進	(1)生涯学習・社会教育を通じた男女共同参画に関する学びやジェンダーバイアスに気づく機会の提供 (2)家庭教育を通じた男女共同参画に関する学びやジェンダーバイアスに気づく機会の提供		
	3 役場における男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解の浸透	(1)役場職員の男女共同参画・ジェンダー平等に関する正しい理解の浸透 (2)ジェンダー統計を踏まえた施策の立案		
	4 男女共同参画・ジェンダー平等に関する広報・啓発の推進	(1)広報媒体を活用した男女共同参画に関する広報・啓発 (2)イベントやメディア、図書等を活用した男女共同参画に関する広報・啓発 (3)住民との協働による男女共同参画に関する広報・啓発活動の促進		
	5 性別により格差や不平等が生じないための制度・慣習の見直し・制定	(1)集落、各種団体における男女共同参画の視点を踏まえた制度・慣習等の見直し (2)役場における男女共同参画の視点を踏まえた制度等の整備		
	6 福祉分野におけるジェンダー平等の浸透	(1)男女共同参画の視点に立った福祉サービスの提供		
	7 性の多様性についての理解促進と尊重される環境整備	(1)性の多様性についての啓発 (2)性の多様性が尊重される学校・職場・地域の環境整備		
Ⅱ 様々な分野における男女共同参画の促進と	1 女性の参画拡大・登用促進の機運醸成	(1)女性の参画拡大・登用促進に向けた広報・啓発		
	2 各分野における多様な人材の確保・育成	(1)性別にかかわらず多様な専門人材の育成 (2)保健医療・福祉分野における人材の確保 (3)農業における女性の担い手の確保・育成 (4)建設業における女性の人材の確保・定着 (5)本場奄美大島紬産業における人材の確保 (6)その他産業における女性の人材の確保 (7)地域活動の担い手育成・支援 (8)女性のネットワークづくりの支援		
	3 職場や地域における女性の参画拡大	(1)事業所等における女性の登用促進 (2)集落運営における女性の参画促進		
	4 政治・行政への女性の参画促進	(1)政治・行政に対する関心の向上 (2)政治・行政に関する知識の習得		
	5 役場における女性登用の推進	(1)女性の職員の採用・育成・登用の推進 (2)審議会等委員への女性の登用推進		

重点目標

	施策の方向	施 策
Ⅲ 働きやすく、働きがいのある働きたい職場づくり	1 ジェンダー平等実現に向けた職場の意識と風土の改革	(1)職場におけるジェンダー平等や女性の能力発揮に対する理解促進 (2)職場におけるジェンダーバイアスの解消とハラスメント防止の取組促進
	2 ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進	(1)事業所における就業制度の整備や働き方改革の促進 (2)自営業におけるワーク・ライフ・バランスの取組促進
	3 一人ひとりが個性と能力を発揮できる職場づくりの促進	(1)事業所における公平な人事制度の整備の支援 (2)事業所における多様な人材の育成・活用の支援
	4 就労の機会と環境の確保	(1)求職者の就職支援 (2)多様な働き方を実現するための環境整備
	5 就労に必要な知識やスキルの向上	(1)労働関連法制度の普及 (2)就労の関する相談対応 (3)就労に必要なスキル習得の支援 (4)起業の支援 (5)女性をはじめ働く人のネットワークづくりの支援
	6 職業生活と家庭生活を両立できる環境整備	(1)子どもの保育の質の向上と保護者が仕事と育児を両立できる環境整備 (2)児童の放課後等の居場所づくり (3)要介護者の生活の質の向上と介護者が仕事や家庭生活と介護を両立できる環境整備 (4)地域で育児や介護を共に支える仕組みづくり (5)男性の家事・育児・介護等への参加促進 (6)育児・介護制度の普及 (7)安心して職業生活と家庭生活を送るための社会資本整備 (8)役場におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進
Ⅳ 生涯を通じた健康づくり	1 身体的性差とジェンダーに配慮した健康づくりの促進	(1)健康に関する知識の普及と健康づくりの啓発
	2 身体的性差とジェンダーに配慮した健診・検診と医療保健・相談体制の整備	(1)身体的性差とジェンダーに配慮した健診・検診の実施 (2)身体的性差とジェンダーに配慮した医療保健・相談体制の整備
	3 妊娠・出産に係る健康支援	(1)妊娠・出産・産後期の健康管理や医療体制の整備 (2)不妊治療の支援
	4 ジェンダー平等を基盤とした性教育の推進と性に関する正しい知識の普及	(1)子どもの年齢に応じたジェンダー平等を基盤とした性教育の推進 (2)大人の性教育の推進
	5 男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進	(1)性別による身体的特性や健康状況、運動習慣等の違いを踏まえたスポーツ指導 (2)生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備

重点目標

施策の方向

施 策

V ジェンダー 暴力の根 絶に起因 する	1 暴力を容認しない意識の醸成	(1)暴力を容認しない人権教育・啓発の推進 (2)人権尊重の啓発
	2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	(1)DV・デートDV防止のための教育・啓発 (2)DV・デートDV被害者の相談対応 (3)DV・デートDV被害者の安全確保、心身の健康回復と生活安定に向けた支援 (4)家庭内のDVにより傷ついた子どもの支援 (5)DV・デートDV被害者の相談支援体制の充実
	3 性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者支援	(1)性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育・啓発と環境整備 (2)性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等被害者の相談対応・支援
VI た男女 生活共 同の参 画の視 点の踏 解ま 消え	1 女性が抱える生活上の困難な問題への理解促進	(1)女性が抱える複合的な生活上の困難な問題の背景にあるジェンダー問題への理解促進
	2 生活上の困難な問題を抱える女性の相談支援体制の充実	(1)男女共同参画の視点を立てた生活上の困難な問題を抱える女性の相談支援体制の整備
	3 生活上の困難な問題を抱える女性の生活・就労支援	(1)生活上の困難な問題を抱える女性の生活の安定に向けた支援 (2)生活上の困難な問題を抱える女性の就労支援
	4 男女共同参画の視点を踏まえた困難な問題を抱える人の支援	(1)ひとり親の支援 (2)社会的に孤立している人、ヤングケアラーの支援 (3)暴力の被害者の支援【重点目標Vの再掲】
VII 可協働 な・協 域創 経に 営よ る推 持進 続	1 住民による男女共同参画の推進のための活動促進	(1)男女共同参画を推進する活動を行う人材や団体の育成 (2)住民による男女共同参画を推進するための活動との連携
	2 男女共同参画による地域活動の展開	(1)地域経営や地域活動における男女共同参画の視点の必要性への理解促進 (2)地域活動におけるジェンダーバイアスの解消と意思決定過程への女性参画拡大に向けた取組
	3 男女共同参画の視点に立った災害対応	(1)防災対策の立案・決定過程における女性の参画拡大 (2)消防組合や消防団への女性の参加促進 (3)性別に配慮した災害への備え (4)男女共同参画の視点を踏まえた復旧・復興・被災者支援
	4 環境対策における男女共同参画の推進	(1)人と自然の共生、生活・経済と環境の両立を図る取組 (2)自然環境保全に向けた人材育成

7 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、本町を含む奄美大島 4 町村が、ジェンダーに起因する地域課題や男女共同参画を推進する上での課題のうち共通する課題を計画に反映させることや、将来にわたる計画の策定や進行管理に係る業務を効率的に進め、施策をより効果的に実施するため、自治体の垣根を超えて連携・協働しました。

【策定上の留意点】

- ・ 4 町村共通の課題を踏まえる。
- ・ 本町ならではの課題を踏まえる。
- ・ 本町における各施策に男女共同参画の視点を立てて、担当課が連携・協働して取り組む内容にする。
- ・ 奄美大島の市町村が協働し、広域的に取り組む施策を位置付ける。

8 計画期間

2024（令和 6）年～2033 年（令和 15）年度

ただし、中間年度に、計画期間前期の取組評価を実施し、その結果や社会情勢の変化、法制度の整備状況等を踏まえて、必要な改正を行います。